

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請の受付について

石狩北部地区消防事務組合が発注する建設工事、物品の購入及び委託業務などの契約に係る競争入札に参加するためには、競争入札参加資格審査申請を行い、資格者登録名簿に登録が必要です。

令和3・4年度における当組合競争入札参加資格審査の受付を次の通り行います。

※ 当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村において、競争入札参加資格審査の申請・登録をされている者は、当組合に登録されているものとみなしますので、申請の必要はありません。

1 受付期間等

(1) 受付期間

令和3年1月4日(月)～令和3年1月29日(金)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

(2) 受付時間

9時00分～17時00分

(3) 受付場所

石狩市花川北1条1丁目2番地3

石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課

(4) 提出方法

持参又は郵送で申請を受け付けます。

2 資格の有効期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

3 審査基準日

令和2年12月1日

4 申請者の資格要件

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者）でないこと。
- (2) 契約に関する不正行為等により、政令第167条の4第2項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の各号に該当する者でないこと。
- (4) 当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村に事業所等を設置している者については、審査基準日の属する年度の直前2年度において法人市民税（個人事業主の場合は個人市民税）、固定資産税、国民健康保険税（個人事業主の場合）に滞納がないこと。

- (5) 審査基準日において法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 審査基準日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

※中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下これらを「協業組合」という。）については、次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しません。

- ① 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- ② 中小企業等協同組合の内、企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であつた者が構成員の過半数を占めているとき。

5 提出書類

（様式については、石狩北部地区消防事務組合ホームページからダウンロードできます。）

① 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- ・代表者印を押印した原本が必要です。

② 競争入札参加資格審査申請書付票（総括表）（様式第2号）

- ・使用印鑑欄には、入札書や契約書に実際に使用する印影を押印してください。使用印鑑が実印と同一の場合は実印を押印してください。

競争入札参加資格審査申請書付票（委託）（様式第2号の2）

競争入札参加資格審査申請書付票（物品）（様式第2号の3）

- ・様式第2号の2及び第2号の3は、営業種目分類表を使用して登録申請する種目と番号を選んで、その番号を○で囲んでください。
- ・委託のみを申請する場合は、様式第2号及び第2号の2が必要です。
- ・物品のみを申請する場合は、様式第2号及び第2号の3が必要です。
- ・委託、物品を共に申請する場合は、様式第2号、第2号の2及び第2号の3が必要です。
- ・それぞれ2部（1部を提出用、1部を控用（写し可）とします）必要です。

※控用は申請受付後に、受付印を押印して返送します。

③ 事業経歴書（様式第3号）

- ・直近1年間に官公署との契約実績がある場合に必要です。（なければ不要）

④ 净化槽保守点検業務審査申請書（様式第4号）

北海道净化槽保守点検業者登録済通知書【写】

净化槽設備士免状【写】

净化槽設備士を常時雇用している証明【写】

- ・当該設備士の保険証や社員証の写しなど

※④は净化槽保守点検業務を申請する場合にのみすべて必要

⑤ 登録通知書、許可書、証明書等【写】

- 申請する業種を履行するために必要となる資格証明書・許可書等
<例>「産業廃棄物処分業許可証」「揮発油販売業登録許可証」

⑥ 登記事項証明書【写】※法人の場合

- 法務局で発行されたもの

身分証明書【写】※個人の場合

- 代表者の本籍地の市町村で発行されたもの ※運転免許証などの写しは不可

⑦ 納税証明書（国税分）【写し可】

- 法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2

⑧ 当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村において税の滞納がない証明書【写し可】

- 当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村で発行されたもの
- 当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村から課税されていない場合は不要

⑨ 印鑑証明書【写し可】

- 法人は法務局で、個人は住民登録がある市町村で発行された代表者印のもの

⑩ 直近2年の営業年度の財務諸表【写】

- 法人の場合は貸借対照表及び損益計算書
- 個人の場合は所得税青色申告決算書又は青色申告以外の確定申告書

⑪ 誓約書（様式第7号）

- 暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもので、代表者の記名押印が必要

⑫ 年間委任状（様式第8号）

- 入札や契約について、支店長等に年間委任する場合に必要
- 委任者欄には本店の代表者の記名押印（代表取締役印）を、受任者欄に支店長等の記名押印（実際の契約時に押印する使用印）をしてください。

⑬ 返信用封筒2通（申請書付票控返信用及び審査結果通知用）

- 長3封筒（長形3号）程度のサイズで、宛先（申請書付票控返信用及び審査結果通知書の受取先）を記載し、84円分の切手を貼付したもの。

⑭ A4版フラットファイル又はクリアフォルダ【色不問】

- 会社名称を記載し、①～⑬を収納し提出してください。

※⑥～⑨は令和2年10月1日以降に発行されたものが必要

6 注意事項

- 複数の業種について登録申請する場合、共通する提出書類は各1部のみで構いません。また、一般委託又は物品購入と共に登録申請する場合も共通する提出書類は各1部のみで構いません。
- 申請に係る費用（郵送費や証明書発行手数料など）は申請者の負担となります。
- 申請書類に不備や不足などがあった場合は連絡しますので、速やかに提出してください。
- 提出書類については、資格審査事務及び契約事務にのみ使用しますが、他の自治体から照会があれば申請内容を提供することができます。また、石狩北部地区消防事務組合情報公開条例（平成18年条例第9号）により情報公開請求があればその全部又は一部を公開することができます。

- (5) 申請後に、各記載事項に変更があった場合はすみやかに変更届を提出願います。
- (6) 申請後、資格者として競争入札参加者登録名簿に登録されても、自動的に又は直ちに発注があるということではありませんのでご了承ください。

7 問合せ先

〒061-3211

石狩市花川北1条1丁目2番地3

石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課

TEL : 0133-74-5119 FAX : 0133-74-7488

E-mail shobo-somu@ishikarihokubu.jp